

水管第 454 号
令和 5 年 2 月 10 日

旭地域協議会長 様

浜田市長 久保田 章 市
(上下水道部水道管理課)



浜田市水道事業審議会委員の推薦について (依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

浜田市水道事業の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、給水人口の減少に伴う給水収益の減少や施設の老朽化に伴う改修費用等の増大により、水道事業経営は、近年、ますます厳しさを増している状況です。このような中、本審議会におきまして、受益者をはじめとした委員の皆様から頂戴したご意見等を踏まえ、健全かつ持続可能な水道事業経営の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、現任委員の令和 5 年 3 月末の任期満了に伴い、貴協議会より 1 名の委員をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、大変お手数をお掛けいたしますが、令和 5 年 3 月 27 日 (月) までに、別添の推薦書によりご報告いただきますようお願いいたします。



【お問い合わせ先】

浜田市上下水道部水道管理課 白根・久本

電話番号 0855-25-9900 (直通)

FAX 番号 0855-22-9361

水道事業審議会の概要

1 設置の目的

水道事業の円滑な運営を図ること

2 主な審議内容及び役割

水道事業の経営状況や経営戦略などの重要事項について調査審議し、管理者（浜田市長）に意見を述べること

3 委員構成

受益者、公共的団体の代表及び識見者（15名以下）

4 任期

1年（補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。また、再任を妨げない。）

※下水道事業の地方公営企業法の全部適用（令和6年4月1日）に合わせ、水道事業審議会と下水道審議会を統合することを検討しているため、令和6年3月31日までの任期とする。

5 年間開催回数

2～3回程度（ただし、料金改定など特に重要な事項を審議する必要が生じた場合は、5～6回程度開催する可能性あり）

6 報酬

日額6,000円

7 費用弁償

片道2km以上の場合、別途、37円/kmの車賃を支給